特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	介護保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
行方市は，介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
行方市長

公表日
令和8年3月2日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき介護保険の被保険者資格，保険料賦課，受給者台帳，給付実績の管理を行う。 ①住民票に基づく被保険者の異動等及び年齢到達による資格の取得，喪失の管理。 ②介護保険料を算出し賦課決定するために，被保険者の所得情報等の確認。 ③徴収した介護保険料の収納情報・滞納情報の管理及び過誤納となった保険料の還付処理。 ④被保険者への給付事務を行うための給付情報の管理。 ⑤要介護認定及び要支援認定に係る新規認定，要介護更新認定，要介護状態区分の変更の認定の申請の受理，申請に係る審査。 申請・届出等は窓口，郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領し，処分通知等は郵送，マイナポータルのお知らせ機能で通知する。保険給付及び保険料還付については，公金受取口座登録制度の運用を図る。
③システムの名称	介護保険システム，統合収納管理システム，統合滞納管理システム，宛名管理システム，年金集約システム，中間サーバー，いばらき電子申請・届出サービス，サービス検索・電子申請機能等システム，申請管理システム，EUCシステム，庁内データ連携システム

2. 特定個人情報ファイル名
1. 介護資格ファイル　2. 介護保険料ファイル　3. 特別徴収・普通徴収ファイル　4. 介護認定ファイル　5. 介護補足給付ファイル　6. 介護負担区分ファイル　7. 給付実績ファイル　8. 収納情報ファイル　9. 滞納情報ファイル　10. 口座情報ファイル　11. 宛名情報ファイル　12. 口座登録・連携ファイル関連情報（情報提供ネットワークシステム）

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表100の項 ・番号法第9条第2項に基づく法律並びに行方市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2，3，7，11，15，42，56，65，69，80，83，86，87，108，115，125，128，132，114，161の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131，132の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部介護福祉課
②所属長の役職名	介護福祉課長

6. 他の評価実施機関
総務省

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行方市市民福祉部介護福祉課　茨城県行方市玉造甲404　0299-55-0111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	行方市市民福祉部介護福祉課　茨城県行方市玉造甲404　0299-55-0111
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		［　1万人以上10万人未満　］	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年1月19日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		［　500人未満　］	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年1月19日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		［　発生なし　］	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　　[　]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　　[　]接続しない（入手）　　[　]接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、申請者からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・ユーザー認証の管理を行っている。 ・アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。 ・アクセス権限の管理を行っている。 ・特定個人情報の使用の記録，分析（改ざん等の防止に係る対策を含む。）を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅰ-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム，収納管理システム，滞納管理システム，口座管理システム，宛名管理システム，年金集約システム，中間サーバー，いばらき電子申請・届出サービス，サービス検索・電子申請機能等システム，申請管理システム	介護保険システム，統合収納管理システム，統合滞納管理システム，宛名管理システム，年金集約システム，中間サーバー，いばらき電子申請・届出サービス，サービス検索・電子申請機能等システム，申請管理システム，EUCシステム，庁内データ連携システム	事前	
	Ⅰ-3個人番号の利用　法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下，「番号法」と表記）第9条第1項　別表第一　第68項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第9条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下，「番号法」と表記）第9条第1項　別表第一　第68項 ・番号法第9条第2項に基づく法律並びに行方市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第4条 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第9条	事前	
	Ⅳ－８　人手を介在させる作業	（追加）		事後	
	Ⅳ－１１　もっとも優先度が高いと考えられる対策	（追加）		事後	
令和7年3月7日	法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下，「番号法」と表記）第9条第1項　別表第一　第68項 ・番号法第9条第2項に基づく法律並びに行方市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第4条 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第9条	・番号法第9条第1項別表100の項 ・番号法第9条第2項に基づく法律並びに行方市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	番号法改正に伴う変更
	②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号　　別表第二 1，2，3，4，6，22，26，30，33，39，42，43，56-2，58，61，62，80，81，87，90，94，95，109及び117項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下，「別表第二の主務省令」という。）　第1条，2条，3条，4条，6条，19条，25条，30条，32条，33条，43条，44条，47条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二　第93項，94項 ・別表第二の主務省令　第46条，47条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2，3，7，11，15，42，56，65，69，80，83，86，87，108，115，125，128，132，114，161の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131，132の項	事後	番号法改正に伴う変更
	Ⅱ ーいつ時点の計数か	令和6年2月5日	令和7年1月20日	事後	
令和8年3月2日	Ⅱ ーいつ時点の計数か	令和7年1月20日	令和8年1月19日	事後	